

遺族給付金の請求及び受領についての代表者届

(死亡者の配偶者以外が遺族給付金請求時提出)

(住商連合企業年金基金 規約67条)

遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。

ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員の
ためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものと
みなす。

(1) 配偶者

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を
維持していたその他の親族

年 月 日

住商連合企業年金基金 御中

私は、死亡者氏名 _____ に関する遺族給付金について、
上記規約67条(2)のなかの遺族を代表して、給付金の請求及び受領いたします。

なお、給付金を受領した上は、分配等につき今後一切の責任を負い貴基金に対して
ご迷惑をかけません。

代表者氏名

㊞

続柄:

生年月日

昭和

・ 平成

年

月

日

〒

住所

電話番号

*基金記入欄

常務理事	事務長	担当	担当

受付印